平成２２年（フ）第２２号
千葉県香取市篠原イ681番地
債務者　蜷川佐智子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２４号
千葉県香取市佐原イ789番地12
債務者　大越久美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４９５号
愛知県岡崎市森越町字郷前35番地　パレーシャル郷前西Ｂ―202
債務者　平野　政行
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
愛知県岡崎市森越町字郷前35番地　パレーシャル郷前西Ｂ―202
債務者　平野ふみ子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
香川県観音寺市観音寺町甲2687番地４
債務者　白井　良明
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３５号
香川県観音寺市観音寺町甲2687番地４
債務者　白井佐榮子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３６号
香川県観音寺市有明町５番37―111号
債務者　齋藤　文子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４０号
香川県観音寺市柞田町乙1943黒渕団地23号、住民票上の住所香川県観音寺市伊吹町265番地２
債務者　福田　文和
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４５号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1461番地
債務者　西口　良知
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１７６６号
札幌市豊平区美園４条６丁目１番20号　ニューアイワビル405号
債務者　村川　紀彦
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１７号
札幌市東区北32条東17丁目３番17―201号
債務者　高谷麻衣子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５７号
札幌市東区北31条東９丁目１番15号　ハイム北31―205
債務者　高野　清子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６１号
札幌市南区真駒内泉町３丁目１番５―103号
債務者　児玉　　希（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５５号
札幌市北区北19条西６丁目１番22号　　森マンション207号
債務者　土橋　正一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２３号
札幌市清田区北野６条４丁目１番４―301号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２４号
札幌市清田区北野６条４丁目１番４―301号
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６号
群馬県渋川市北橘町真壁1122番地13
債務者　冨永　輝夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
群馬県渋川市金井333番地　ピーノ・プリモA103
債務者　冨永　篤志
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所